

介護福祉士を目指す皆さんを応援します！！

実務者研修受講資金貸付事業

募集概要

(1) 貸付事業の目的

この事業は、介護福祉士実務者研修施設等（以下、実務者研修施設）に在学し、介護福祉士の資格取得を目指し、資格取得後宮城県内で介護等業務に従事しようとする学生を対象に受講資金を貸与し、県内の介護人材の育成、確保を目的とするものです。

なお、実務者研修を修了後1年以内に、資格を取得し、介護福祉士として登録後、引き続き2年間、宮城県内で介護等業務に従事した場合には、受講資金の返還が免除されます。

(2) 受付期間

在学中（受講期間中）に申請（予算の範囲内事業のため年度途中で終了する場合あり）

(3) 貸付対象者（①から③のすべてを満たす方）

① 実務者研修施設（注1）に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す方。

② 実務者研修施設を卒業後、宮城県内で返還免除対象業務に従事する意思を持ち、1年以内の介護福祉士の国家試験を受験する（見込みを含む）方。

※今年度は令和8年1月の介護福祉士国家試験の受験資格を満たし、かつ受験する方が対象です。

③ 他の都道府県の本資金を借り受けていない方。

※職業訓練として実務者研修を受講する場合は、貸付対象外となります。

※教育訓練給付制度（雇用保険法）を利用して実務者研修施設へ修学する場合も貸付対象外となります。

（注1）実務者研修施設とは、社会福祉士および介護福祉士法第40条第2項第2号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設

(4) 貸付内容

貸付金額	20万円以内（受講料・教材費・国家試験受験手数料・その他必要経費）
貸付利子	無利子です。ただし、返還期限を過ぎた場合は年3%の延滞利子を徴収します。

(5) 連帯保証人

連帯保証人1名が必要です。貸付を受けようとする方が未成年の場合は、法定代理人（父、母、親権者又は後見人）を連帯保証人としなければなりません。

(6) 資金の返還及び返還方法

次のいずれかに該当した場合は、貸付金の返還をしなければなりません。

- ① 資金貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき
- ② 研修施設等を卒業後1年以内に介護福祉士として登録せず、または県内において介護等業務に従事しなかったとき
- ③ 県内において、介護・相談援助等の業務に従事する意思がなくなるととき
- ④ 介護・相談援助等の業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき

返還方法は、一括又は月賦（返還期間24か月以内）とします。

なお、返還期限を過ぎた場合は、年3%の延滞利子を徴収します。

（7）返還の免除

実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の資格を取得し、資格登録後、宮城県内の返還免除対象業務(※)に就き、2年間引き続きその業務に従事した場合は、返還が免除されます。

※返還免除対象業務とは、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務になります。

（8）申請に必要な書類

- ① 実務者研修受講資金等借入申請書（様式第1号の3）
- ② 業務従事施設の長の推薦書（様式第2号の2）
- ③ 個人情報^①の取扱同意書（様式第31号）
- ④ 実務者研修施設の受講証明書（様式第30号）
- ⑤ 介護等業務従事期間証明書（様式第27号）
※実務経験（雇用契約に基づき、実際に介護等の業務に従事した日数）が3年以上（見込み可）になるように提出してください。1か所で3年に満たない場合は、3年以上を満たす複数枚の提出が必要です。
- ⑥ 申請者及び連帯保証人の世帯全員の記載のある住民票（記載事項の省略のないもの。マイナンバーは不要です。）
- ⑦ 申請者が未成年者で、法定代理人が2名存在する場合は、連帯保証人になっていない方からの同意書（様式第28号）

（9）貸付金の交付

提出された書類を審査し、貸付けの可否を決定します。貸付決定の通知後、借用書等の提出があった方に対して、貸付金を指定口座に一括送金します。

ただし、借用書等の提出から送金まで1か月程度かかります。

書類提出先・問合わせ先

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会

みやぎハートフルセンター 福祉人材センター 人材確保・支援係

〒980-0011 仙台市青葉区上杉3丁目3-1 みやぎハートフルセンター3階

TEL 022-399-8844

Eメール m-kashi-jinzai@miyagi-sfk.net